

# 「事業系ごみ」とは？

「事業系ごみ」とは、家庭生活から出るごみ以外のごみを指します。

例) 事務所、店舗、工場、病院、学校、福祉施設、保育園、官公庁、各種団体、農業に伴うごみ、保養所、自治会活動から出るごみ、マンションの管理行為によって出るごみ など

排出事業者となる皆様には、以下の3つの責任があります。

- ▶ 自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ▶ 再生利用等を積極的に行うことにより、減量に努めなければなりません。
- ▶ 国や県及び市の施策に協力しなければなりません。

このガイドブックは、この3つの責任に沿って、事業系ごみの分別と一般廃棄物の処理について解説しています。ごみの適正処理、減量、リサイクルへのご協力をお願いします。

## 事業系ごみの基本的なルール

### ① 分別してください P3～P5をご覧ください

事業系ごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に分かれますので種類ごとに分別してください。

家庭ごみの分別とは  
違います！



### ② 分別したごみは、「自己処理」してください P6をご覧ください

#### 「自己処理」の方法

排出事業者が、民間の収集運搬業許可業者に収集を委託

※ただし、一般廃棄物は市の処理施設へ直接持ち込むこともできます。



事業系ごみは、家庭ごみの集積所へ排出することはできません。



※少量であっても家庭ごみ集積所に排出することはできません。

※事業所と住居が同じ建物の場合は、事業系ごみと家庭ごみを区別してください。